

別記 2

地域での食育の推進事業

第 1 事業の内容等

第 3 次食育推進基本計画及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑥までに掲げる目標の達成に向けて、食文化の**保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及**、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食の場における食育活動、食品ロス削減等に係る次の 1 から 8 までの取組の全部又は一部を行う。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見に資するよう配慮するとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。

さらに、都道府県は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、本事業の実施主体及び必要に応じてその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者ほかで構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。

[目標]

- ① 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ② 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ④ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ⑤ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ⑥ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

1 食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。

また、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。

（交付対象経費）

（1）食育推進検討会の開催費

委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

（2）地域の食育関係情報整備費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

（3）教材作成費

教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費、消耗品費等

2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第3次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

(交付対象経費)

(1) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(2) アンケート調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

(交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

4 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

(交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

5 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。

(交付対象経費)

(1) 教育ファーム検討委員会開催費

委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(2) 農林漁業体験の機会の提供費

体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費

賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

6 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

（交付対象経費）

(1) 献立の開発費

調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等

(2) 食育授業費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

7 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の**農林漁業者等**との**マッチングの取組**、地域の**農林漁業者等**や食文化の継承者を招いた食育の取組**及び**地域において共食の場を試験的に設けるための取組を行う。なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにすることとする。

（交付対象経費）

(1) ニーズ調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(2) **農林漁業者等**との**マッチング**の調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(3) マッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(4) 共食の場の提供（試験的实施）費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

8 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

（交付対象経費）

（1）意識調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

（2）食品ロス削減検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画を提出する際、別紙様式第12号を併せて都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出し、認定協議を行うものとする。

第3 事業の実施期間

1 本事業の実施期間は、平成30年度から平成32年度までとする。

2 事業実施主体ごとの事業実施計画に基づく事業実施期間は、原則として、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

第4 採択基準

本要綱第4の2の事業ごとに定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業内容について、第3次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県が策定した食育推進計画の実現並びに本事業が設定した目標の達成に資するものであること。
- 2 事業で実施する各種取組について他の事業実施主体が活用できる汎用性があること及び同取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。

第5 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第3号により事業実施計画を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該事業実施計画を、その**事業実施主体が所在する**行政区域の都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第4の2及び別記2第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第11号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により作成した都道府県事業実施計画を、地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第5の3による。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(2)における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第3号別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業区分**ごと**の事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 地域での食育の推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を

提出させ、交付決定を行うものとする。

また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

4 申請できない経費

- (1) 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 交付金の交付決定前に発生した経費。ただし、6の(1)ただし書きの場合を除く。
- (3) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額。）
- (4) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (5) 実施に伴い相応の利益を得る可能性のある事業に関わる経費

5 人件費

交付金事業に要する人件費（交付金事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

6 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が確実にってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、

事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第6 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

本事業は、事業実施年度が目標年度となることから、本要綱第7の1の規定に基づき、事業実施状況の報告については、2の(3)の報告に代えるものとする。

2 事業成果の報告

(1) 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号(別表2)により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめるものとする。また、都道府県以外が事業実施主体である場合は、当該報告書はその属する行政区域の都道府県知事に報告する。

(2) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業成果の状況を点検し、成果目標が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し必要な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させる。

(3) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況に、自らの成果を併せて、「都道府県事業評価報告書」として別紙様式第14号(別表2)に取りまとめた上で、事業終了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 農林水産省及び地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。)は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

3 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行うものとする。その際、都道府県に対して、ヒアリング等を実施することがある。

第7 交付金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める交付金遂行状況の報告について、都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第4号により交付金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 事業実施主体の責務等

1 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施主体自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施主体の関係会社

(2) 利益等排除の方法

ア 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。